

**出・退時刻の明示は労基法に定めた労働条件だ!****勤務表は空白でなく、全ての勤務指定を行うこと!****「空白勤務指定反対本人訴訟」
提訴決起集会を開催!**

7月12日、「空白勤務指定反対本人訴訟」提訴決起集会を開催しました。

この集会は、5月24日に大阪第一・第二運輸所の下茂さん、西さん、前田さんが、会社による就業規則第55条の違反、憲法第25条（生存権）、労働基準法第1章1条に違反した「勤務指定」によって受けた損害賠償を求め提訴された本人訴訟を全体で共に闘うために開催したものです。

労働基準法第1章1条には、「労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすものでなければならない。」と定めています。生活設計が立てられない状態にさらされる「勤務指定」によって損害賠償と是正を求め提訴を行ったものです。

本部・木下委員長をはじめ各地本からの仲間が集まり、原告の3名からは「JR東海のデタラメな勤務指定の仕方に断を下していく」と力強い決意表明がありました!

【東海労新幹線関西地本のホームページに「基調」を掲載しています!】



【原告の(左側から)西さん、下茂さん、前田さん】

たとえ少人数でも、闘いは展開出来る!